

柔道の国際化と日本柔道の今後の課題 (第四報)

—— 国際柔道連盟試合審判規定と講道館柔道試合審判規定の 比較を中心に ——

野瀬 清喜*・明先俊太郎**・野瀬 英豪***
三宅 仁****・鈴木 若葉*****

キーワード：柔道、講道館、国際柔道連盟、試合審判規定、ブルー柔道衣、
ゴールデンスコア

はじめに

柔道が五輪正式種目に採用されて40年、10回目の大会となったアテネ五輪において、日本柔道は圧倒的な強さを世界にみせつけ、8個の金メダルと2個の銀メダルを獲得した。アテネ大会は、延長戦の導入やいくつかのルール変更が行われるなど、様々な変化がみられた大会でもあった。柔道の国際化は1956年に第1回世界選手権大会が東京で開催されたことにもよる。この大会には21カ国から31名の選手が参加したのみであった。それから47年後の23回大阪大会(2003)では、97の国と地域から約600名の選手が参加し、アテネ五輪の代表権をかけた熱戦が展開された。

これらの大会を運営するのは、国際柔道連盟(以下、IJFと略す)のスポーツ委員会が主体であり、審判委員会において審判規定の改訂が行

われ試合の進行がなされる。IJFは1951年に欧州を中心に17カ国で結成されたが、現在では187の国と地域が加盟し、全スポーツの中で世界第3位の加盟国数を誇っている。このように柔道は短期間に世界に普及したスポーツであり、日本の伝統的な武道でもあるが、創始者の嘉納治五郎師範の存在を抜きにして柔道の国際化は語れない。嘉納師範は柔道の原理を、精力善用・自他共栄で表している。その理念は、「互いに助け合い共同の目的を達成し、自己の持つエネルギーを効率良く発揮し世を補益する」というもので、現代の国際社会にも適応する思想である。また、嘉納師範は、我が国初の国際オリンピック委員会(以下、IOCと略す)委員でもあり、1911年に大日本体育協会を設立し、国内にスポーツ活動を取り入れるとともに、海外で柔道の普及にもつとめている。

このように柔道は、約50年間で国際化、競技化が図られてきたのであるが、その発祥国である我が国のみが、講道館柔道試合審判規定(以下、国内規定と略す)と国際柔道連盟試合審判規定(以下、国際規定と略す)を併用して大会を運営し、審判を行っている。国内規定は1900

* 埼玉大学教育学部保健体育講座

** 学校法人了徳寺学園

*** 筑波大学大学院体育研究科

**** 平成国際大学スポーツ科学研究所

***** 淑徳文化専門学校

年に嘉納師範を中心に検討され、明文化されたものであり、1951年に今日の規定の基となる規定が制定された。一方、国際規定は1967年のパーマーIJF会長時代に制定されている。それ以前の第1回(1956・東京)、第2回(1958・東京)、第3回(1961・パリ)、第4回(1965・リオデジャネイロ)の世界選手権および東京五輪(1964)は、国内規定を用いて大会を行っていた。また、1967年に制定された国際規定も全日本柔道連盟(以下、全柔連と略す)からの原案を川村禎三IJFスポーツ理事がIJF理事会案としてまとめたものである。その後、IJFは10回にわたる規定の改訂を行い、現在に至っている。これに対し国内規定は、国際規定改訂の影響を受け、取り入れても良いと判断されたものは取り入れ、取り入れるべきでないとして判断された項目については採用を見送ってきた。

両規定の違いは長い間、「技の判定規準の種類」「罰則・禁止事項の基準と種類」「少年規定」などであったが、1990年代の後半から大きく乖離していくこととなる。この背景には1984年ロス五輪におけるピーター・ユベロスの五輪の商業化がある。ユベロスはスポンサーの協賛金・テレビの放映料・観客収入・五輪グッズの販売などで五輪を再生した。これに同調し当時のサマランチIOC会長は、「マスメディア受けしないスポーツの将来は厳しい」「将来、重大な決断をする時期が来るかもしれない」などと発言し、メディア受けしないスポーツに対し、五輪種目から排除するとの警鐘を鳴らしている。

二十一世紀を迎え、スポーツの多様化はさらに進み、五輪参加を目指すスポーツも増えてきている。また、世界にはスポーツ用品が月収より高額となる発展途上国も多い。これらの加盟国を支援するのもIOCや各国際スポーツ連盟の重要な任務である。今後のスポーツの発展は、マスメディアの影響や観客動員を抜きにして語ることは出来ない。IJFは2001年の総会で改革派の朴会長、ベソンスポーツ理事が再選され、バルコス審判理事が新任された。これらの新執行

部は「柔道をよりダイナミックに、より面白く、安全なものにする」というスローガンのもと、マスメディアに受け入れられ、観客にアピールする柔道を標榜している。その内容は「ブルー柔道衣」「ゴールドスコアの延長戦」「罰則・禁止事項の二分化」「医師の診察の制限」「審判員の評価の厳格化」「審判のジャッジを監視するジュリー制度」などである。これらの項目は全て、初めて柔道試合を観戦する人達にも分かりやすく、目で見て勝敗がわかるようにするための努力である。これに対して全柔連審判委員会では小委員会を設置し、国内規定でこれらの項目を受け入れるか否かを検討中である。

そこで本研究では、国際規定・国内規定がどのような意図で改訂されてきたか、改訂が試合にどのような影響を及ぼしたか、両規定の相違や矛盾点は何か、などの問題点を比較・検討し、日本の伝統文化としての柔道が世界にはたす役割と競技柔道のさらなる発展のための方策を考究するものである。

1 技の評価基準

国際規定と国内規定の技の評価基準で最も異なるのは、「効果」の宣告が行われるか否かである。国際規定が採択された1967年当時、両規定に「有効」「効果」のポイントはなく、「一本」と「技あり」のみが宣告されていた。ただし、優勢勝ちを決定する場合の基準として、「技有に近い技があった時」、という項目があり、当時はすでに、宣告はしないが技有に近い技という概念は周知されていた。1973年スイス・ローザンヌにおいて第8回世界選手権大会が開催されたが、そのおりのIJF総会で規定の改訂が審議され、優勢勝ちのうち、技有に近い技を「有効」と宣告し、有効にはいたらないが技の効果を認める技を「効果」と宣告して、その数が多かった試合者を優勢勝ちとするという改訂が承認された(これらのポイントがなかった場合は従来どおりの判定となり、効果はいくつ取っても有効

には及ばない)。IJF 総会の模様を松本は、「日本からは、松本芳三日本代表、広瀬祐一副会長、川村禎三スポーツ理事、安部一郎が出席した。審判員は、試合中考慮に上った優劣判定の資料(技ありに近い技、僅少の差)を全て公表するという提案が出たが、日本の意見は、現在の一般的な国際審判技術の水準では、これ以上の負担をかけることはきわめて困難であり、試合の進行を渋滞させる。一本、技ありは判定基準として定義されているが、技ありに近い技、僅少の差は明確ではなく、判定に個人差がでよう。優劣判定の資料全部といっても、試合態度や技のよしあしまでは公表できないであろう。という理由から全面的に反対した。この優劣判定の資料を全て公表するとうい案は、二度投票を行ったが同数、三度目の投票で一票差で可決となった¹⁾と述べている。この時点から姿勢よく堂々と技で勝負したか否か、勝負にこだわり見苦しい態度をとらなかつたか、などの試合態度や、相手を倒すことはできなかったが鋭い技を何度掛けたかなどの武道的な評価は、効果のポイントより低い判定の資料となった。競技柔道がスポーツ化の大きな第一歩を踏み出した規定の改訂といえる。しかし、現在の国際試合では効果のポイントは一本と同様に判定基準の概念化が進み、世界的な統一を見せ深く浸透している。また、IJF は約 10 年後の 1985 年の改訂で体の前面から倒れ腹部をつくことをポイントと認めることは柔道の技の発展を阻害するとして効果の条件から削除している。

これに対して国内規定はいかなる対応を示してきたか。1976 年の国内規定の改訂で技ありに近い技は従来から存在するという理由で有効は採用された。しかし、効果については「国際柔連規定第 21 条に示す、効果(技ありに近い技に近い技)の判定結果を、その都度、宣告し、ジェスチャーで示すことは、効果程度の技の効果は、複雑な総合判定を行わなければならない試合においては、その一要素にしか過ぎないという場合もあるので、明示することは弊害が多いとの

結論に達し、国内では採用しないことにした。」²⁾との審判規定研究委員会の議事録が残されている。国際規定が効果のポイントを導入して 30 年以上の歳月が流れた。全柔連審判委員会は、現在でもこの議事録にある姿勢を貫いているのであろうか。これ以外に効果のポイントが柔道の発展を阻害する要因があったらば、講道館の有段者や全柔連の傘下団体に広く通達を出し、理解を求めていく努力が必要である。また、国際化が進む社会において国際理解を深める上でも、全柔連の姿勢を IJF に通知し、効果の弊害を理解してもらう必要がある。IJF が効果を採用した根拠のひとつはホームタウンデシジョンによる勝敗の決定を少なくし、公平な勝敗の決定が行われる狙いがあったと推察する。ゴールデンスコアによる延長戦が導入され、技や反則によって勝敗が決定されるようになった現在、日本柔道は、効果の見直しに一石を投じる好機を迎えたとも言えよう。

2 禁止事項と罰則

国際規定と国内規定では、禁止事項や罰則にも大きな見解の相違や取扱いの違いがある。国際規定で技の評価が 4 種類に統一されたのを機に、罰則も軽微な違反を「指導」、少々重い違反を「注意」、重大な違反を「警告」、かなり重大な違反を「反則負け」に整理した。「国内規定でも国際大会での不利益を避け、国際規定との整合性を図るため国際規定に近づくかたちで同様の罰則を設けている。」³⁾しかし、国内規定には、積極的戦意に欠けるときに教育的な指導を行い罰則の猶予を与えている。この武道的で教育的な罰則の猶予が、経験の少ない競技者に大きな混乱と不公平をもたらしている。例えば、相手を投げようとして掛けた背負い投げが掛け逃げの指導を取られ、30 秒近く攻撃をしない選手には指導が猶予されるという大きな矛盾が生じているのである。「注意」では、相手を寝技に引き込むことや場外に出ることが残っている。これらは

寝技専門の高専柔道に対する対応や試合場が十分にとれず、場外に出ることが危険な行為であった時代の罰則である。ある面では歴史的な意味を終えた罰則と考えることもできる。また、歴史的な意味で罰則を残すことは、諸外国には理解されがたいことと考える。「警告」「反則負け」に関しては、警告または反則負けと表記している項目が多く、同じ禁止事項を犯しても審判員の裁量で罰則が決定されることに疑問を感じる。また、蟹ばさみについては、大会ごとに禁止するか否かを審判会議で決定しているが、過去5年間、一度も解禁されたことがない。

国際規定では2003年の改訂で罰則が「指導」と「反則負け」に整理された。すなわち「注意」の項目は指導に、「警告」の項目は反則負けに統合され、罰則の二分化が図られた。この改訂は、2002年9月の世界ジュニア選手権大会において試行され、「指導を3回宣告するのは違和感があったが、指導かどうかの判断のみとなるので反則を取りやすいという面もあった。」⁹⁾という報告があるように、おおむね参加者には好評であった。この改訂の狙いは、罰則を重いものと軽いものに二分化し、審判・選手・観客に分かりやすくすることと従来の反則の累積に矛盾があり、例えば指導の後、警告を受けたときには警告のみが残るが、警告の後、指導を受けると反則負けとなるなどの不合理があったためと思われる。IJFはダイナミックで一本を目指す柔道を推奨しているが、僅かに4回の指導で勝敗が決してしまう規定は必ずしも一本を目指す柔道とは言えない。今後、技の評価と罰則の重みが整合性を持つ規定の改訂を期待したい。

3 ブルー柔道衣の採用

柔道衣のカラー化とブルー柔道衣の問題は、混同して論議してはならない。1986年10月オランダのマーストリヒトで国際柔道連盟総会が開催されたおり、IOC委員のアントン・ヘーシ

その内容は「要は単純な事です。髪も背丈も同じ人が二人とも同じ格好をしていたら、どちらが誰か見分けるのが非常に難しいのです。」⁹⁾当時、ヘーシは赤や青、黄色など様々な柔道衣を着用して雑誌に出ている。柔道衣メーカーの販売促進に協力しているのではないかとの説もあった。柔道衣のカラー化に関しては大きな問題が含まれており、ここでの議論は避けるが、原則は柔道衣がスポーツウエアではなく、野球でいうならバットやボールと同じ意味を持つもので、材質や色、重さ、硬さ、大きさなどは競技の勝敗に大きく影響を及ぼすものである。しかし、別の観点から見ると、陸上競技の100メートル走で全員が同じウエアでゴールに駆け込んだり、レスリングの選手が同じ服装で試合場に現れたら、観戦している人達は思うであろうか。見やすさ、分かりやすさを考慮すればスポーツウエアのカラー化は当然のことであり議論の余地はない。

上記のヘーシの提案は、欧州柔道連盟のみが反応を示し、他の大陸連盟は全く審議の対象としなかった。欧州柔道連盟はカラー柔道衣を導入する検討を始め、青、赤、緑など様々な柔道衣を実験的に選手に着用させ以下のように報告している。審判の立場から見ると赤色の柔道衣の選手は挑発的に見え、緑色は白色の柔道衣との対比が不明確である。欧州の放送会社から青色が最もテレビ映りが良いとの報告もあり、青色と白色の柔道衣が最も対比される適切な色であるとの結論をえた。こうして1988年の欧州選手権において、青対白の柔道衣が用いられて試合が行われたのである。これを機に欧州柔道連盟はブルー柔道衣の採用を世界に広める動きを展開し始めた。1988、1989、1993年のIJF総会においてブルー柔道衣の採用が欧州より提案され、1988年は賛成33・反対51、1989年は賛成50・反対87、1993年は賛成52・反対92で3回とも否決されている。3回の票決の票差は大きいものの投票数が大きく増加していることが、この問題に対する世界各国の関心の大きさ

を表しているといえよう。また、この時点で欧州柔道連盟が将来、柔道衣のカラー化を目指しているのか、それともブルーの柔道衣を採用することによって、選手の判別することを狙ったのみ提案であるのかを判断する資料はない。

この問題が大きく進展したのは、1995年9月、IJF会長に韓国の朴が就任してからである。朴会長は、1997年パリ開催の世界選手権にブルー柔道衣を導入することに強い意欲を示した。IOCサマランチ会長も「カラー化を図らなければ、将来テレビやスポンサーの関係で難問に突き当たる可能性がある」⁹⁾と、IJFがカラー柔道衣を導入することが望ましい旨の声明を出し、「柔道を魅力的なものにし、近代的武道として発展させるためには、テレビの役割は重要である。」「次のオリンピックからIOCは収益配分をテレビの視聴率に応じて行う。」「柔道だけがオリンピックスポーツの中でユニフォームに色が無い。」¹⁰⁾などと補足し、朴会長の姿勢を支持している。

これに対して全柔連は、「日本に伝統があるのと同じ様に、各国地域にはそれぞれ固有の伝統文化があり、人々はそれに誇りを持っている。そして、お互いの文化、伝統を理解する気持ちが大切である。」「嘉納治五郎師範によって創始された柔道であるが、その世界的な普及の原動力は、競技面での技の妙味とともに、精神的、教育的、体育的要素を持つ特質に対する関心と魅力であった。しかし、昨今の柔道は競技面偏重となり、柔道の本質が損なわれつつある。これからは、このようなことではなく本来の柔道に戻ることが柔道人の責務である」¹¹⁾との文書をIJFに送り、白い柔道衣に黒帯は柔道の伝統・選手の識別を困難にする審判上のトラブルもない・柔道の伝統に対する配慮・選手の財政的負担・カラー化は欧州諸国のみの特権などの理由を付記し、ブルー柔道衣の導入に反対の表明を行った。しかし、IOCがブルー柔道衣採用を支持すると、日本の見解として柔道衣研究委員会が1996年11月嘉納杯国際大会で、次

のような譲歩案を提出している。その内容は、「(1) 上衣と黒帯はそのまま、それぞれ青のライン、赤のラインの入った下穿きをはく。(2) 従来の白の柔道衣と黒帯に赤と白の帯をしめる。(3) 青のライン、赤のラインの入った下穿きかわりに下穿きと同じ色の帯を締める。(4) 一方だけがカラーの入った下穿きつける。」⁹⁾という漠然としたものである。また、畳の色についても「(1) 場内が青、危険地帯が薄緑、場外が紫の畳。(2) 場内と場外がグレー、危険地帯がピンクの畳。」⁹⁾の案を出したが、いずれも国内の柔道関係者にも不評であった。

このような経緯を経て欧州柔道連盟は、1997年欧州で行われる国際Aトーナメント大会はカラー柔道衣で行うことを発表した。全柔連は一度ボイコットの姿勢を見せたが、「(1) テスト大会でのボイコットは国際的に孤立する。(2) 日本はあくまでカラー柔道衣に反対の立場で参加し、カラー柔道衣の欠点を裏付ける。」¹⁰⁾として日本選手がブルー柔道衣を着用することを容認した。実際、欧州のAトーナメントに参加した監督・コーチ・選手の帰国後の報告及び談話には、ブルー柔道衣着用による問題点は指摘されていない。

ブルー柔道衣は1997年10月パリで行われたIJF総会で賛成127・反対38で採用が決定された。ブルー柔道衣を使用する大会は、オリンピック・世界選手権・世界ジュニア選手権・ワールドカップ国別対抗の4大会に限定し、その他の大会に関しては、主催者の裁量による提案であった。全柔連はリサイクル柔道衣として高校の授業で使用した白の柔道衣を発展途上国に送るなどの努力を続け、白の柔道衣に理解を求めたが、賛成票の半数も取れないという惨敗を喫したのである。しかし、全柔連は評議会において、日本が原点を失わなければいいと判断し、ブルー柔道衣は採用せず、国内では、伝統、文化を守りつづけるという観点から、従前の通り、白の柔道衣に赤と白の紐を締めて試合を行っている。

ブルー柔道衣が採用されて7年の歳月が流れたが、国内の柔道関係者や全柔連からブルー柔道衣に反対する声は聞かれなくなった。この案件も「効果」のポイントと同様に何十年も黙殺していくのであろうか。序論で述べたが、嘉納師範は精力善用・自他共栄を説き、互いに助け合い共同の目的を達せよと述べている。全柔連が柔道の真の国際化を図るには、日本柔道が高い立場から世界に指導的な役割を果たすのではなく、同じ目線に立って譲るべきは譲り、伝統文化として譲れない部分は堂々と主張を続けるという時代が迎えたのではなかろうか。実際に最近の国際大会において、外国選手は白の柔道衣同士で試合をした経験がなく、日本開催での国際大会で赤白の紐を締めることに戸惑っている。また、ブルー柔道衣着用の試合では、服装が乱れた時、立位姿勢で短時間で帯を締めなおすことができるが、帯のほかに赤白の紐を締めなおすのに1回につき10秒以上の時間がかかり、IJF的発想で言えば、観客は服装を直すのを見に来ているのではないといわれてもいたしかたない。国内規定（国内における国際規定の場合も同じ）における女子選手の帯の白線に関しても、全柔連は厳しく規定しているが、女子柔道は、嘉納師範が当初、女子には試合を禁止していたため、試合をして昇段するというケースはなかった。現在では、世界選手権・オリンピックの優勝者は、男女を問わず優先的に昇段させる配慮が取られている。この規定と同様に女子の黒帯に白線をいれるか否かは、女子選手の意見を聞き、再検討をすべき事項であると考ええる。

現在、全柔連傘下の各団体では、大会に応じて様々なルールを用いて競技を行っている。全日本実業団連盟・全日本学生柔道連盟は、主要な大会は、全て国際規定を採用している。高体連柔道部に関しても、選手権のかかる大会は全て国際規定である。中学生以下は国際規定に少年規定がないため、国内規定で大会を実施している。全柔連主催の大会では、国内主用大会のうち、全日本選手権(男女)および国民体育大会

柔道競技のみが国内規定である。この両大会のみ審判員は、全柔連の投票で選出される一部の審判員が審判を行う。一部の選ばれた審判のみが全国大会で国内規定の審判を行うのは不自然な慣習である。このような慣習が柔道の発展につながるとは考えがたい。また、全柔連審判委員会は、常に国際規定と国内規定の改訂に関する審議を行わなければならない。これらの努力を審判規定の統一に向けることが、真の国際化に対する貢献になるのではなかろうか。

4 ゴールデンスコアの延長戦

2003年4月14日に韓国で行われたIJF理事会でゴールデンスコア方式の延長戦が提議された。これに対して日本の中村教育理事は、「ルールの改正は4年に一回、オリンピックの後にすべきだ。いま決めて約5ヶ月に開催される世界選手権で実施、というやり方では選手、コーチなどにとまどいが生じる。」¹¹⁾と反対したが、審判関係の審議は理事会で行い、即日導入という決定がなされた。日本国内では国際規定と国内規定を併用して大会を運営しているため、国際規定の運用に対応が遅れるケースが多い。ゴールデンスコア方式の延長戦も約半年遅れで2003年全日本ジュニア選手権からの実施となった。

ゴールデンスコア方式の延長戦とは、試合者が同スコアの場合に行う延長戦のことである。試合が終了した時点で、効果または指導以上のポイントに差がない場合に行われ、その試合と同じ時間で行われる。また、得点版の表示は全てリセットされ、どちらかの試合者が先に効果または指導以上のポイントを取った時点で勝敗が決定される。延長戦は1回のみで、それでも勝敗が決定しない場合は、旗による判定を行う(抑え込みに関しては一本の特例を設ける)。ゴールデンスコア方式の導入は、バルコスIJF審判理事の強い意思によって行われた。バルコスは欧州の審判理事であった時代に、旗判定の

問題点を「(1) 僅差の旗判定を評価する審判員の基準が分かりにくく、難しい。(2) 選手・コーチ、審判員、観客にも受け入れがたい結果が起こりやすい。」¹²⁾と指摘している。その後、バルコスが中国を訪問し、女子の合宿で行われた「どちらかがポイントを取るまで終わらない試合」をヒントに、この方式を考案した。欧州柔道連盟は、この提案を受けて2000年12月から約半年間にわたり欧州の各種大会で試行し、その結果をもとに、バルコスがIJF理事会に提案したものである。ブルー柔道衣と同様に欧州柔道連盟の提案は、試行期間と詳細なデータを基にした提案が多く、この件に関しても全柔連は後手を踏むことになる。中村理事は、一本の重みを損なう可能性がある、延長戦を行うとしても一本勝負にすべきであると反論したが認められなかった。国内でも全国体育系大会等で試行が行われ、選手の負担は大きい、試合の運営には大きな影響はなく、試合結果が判定より客観的で分かりやすいという意見もあり、全柔連もこの件に関しては大きな反対をしなかった。2003年9月の世界選手権(大阪)では、ゴールデンスコアによる延長戦が行われたが、選手、役員、観客の評価はおおむね良好であった。

ここで指摘したい問題は、欧州から新しい提案があったとき、日本がそれに対するデータを準備していないこと、欧州の提案の意図や内容が広く国内の柔道家に伝わらないことである。ゴールデンスコア方式の延長戦は、日本の柔道専門家では、なかなかできない発想である。1972年の場内外に赤い畳を設置するIJF提案では、驚きとともに怒りさえも覚えた。しかし、もとをただせば、現在普及している緑色のビニール畳は、いぐさの畳の消耗が激しすぎる経済的知恵から生まれたもので規定ができてから畳の色を決定したものではない。このように日本の柔道家が自分達の伝統文化ととらえているものが、欧米の文化の逆輸入であったり、歴史的経緯が本質を変えてしまったものも、多く存在するはずである。全柔連はIJFに加盟する187の

国と地域の一カ国であるというのは、国際社会の中でまぎれもない事実である。これらの国と地域の一員として、同じ目線に立って柔道を改革、発展させていく姿勢も全柔連に課せられた課題のひとつといえよう。

5 審判規定から見た今後の課題

前章までは、国際規定と国内規定の相違と問題点を比較検討しながら、IJFの方向性と全柔連の対応を中心に論を進めてきた。両審判規定から見た日本柔道の今後の課題は、次のようなものである。

技の評価基準については、「効果」のポイントがIJFで採用され30年が経過し、判定基準も明確となり世界各国に定着している。将来、ゴールデンスコアの延長戦を導入するためにも国内規定に「効果」の採用を検討すべきである。

禁止事項と罰則の適用については、国内規定で「指導」を採用しているが、これに相当する技の判定基準がない。また、積極的戦意に欠ける場合にのみ「教育的指導」が与えられるが、自己の意思で攻撃しない場合にも罰則が与えられないのは不合理である。「場外注意」「寝技への引き込み注意」など歴史的な意味を持つ反則は、その理念を再検討し、他の罰則との整合性を図る必要がある。審判の裁量で決定される「警告または反則負け」の項目は、警告と反則負けに整理し基準の一定化を図るべきである。

ブルー柔道衣は選手の判別のしやすさ、観衆、テレビ等への分かりやすさを狙ったものであるが、国内規定での赤白の紐は、服装が乱れたときに選手の判別が困難で、正座して服装をなおすため試合が停滞してしまう。白同士の柔道衣の試合を守るなら、早急な工夫・改善が望まれる。また、女子の黒帯の白線は、女子が試合を禁じられていた時代のものであり、着用を強制するならば、歴史的意味のみでなく、女子選手への理解を求める必要がある。

ゴールデンスコア方式の延長戦は、ボクシン

グ・レスリングなどの競技で勝敗が決しなかった時の判定、新体操やシンクロナイズドスイミングなどの採点での勝敗の決定でおこる選手・コーチ・観客の受け入れがたい裁定を排除するためのものである。国内規定でも初めて柔道を観戦する人たちに分かりやすい勝敗の決定に配慮したルールの改善がのぞまれる。

この他に、国際規定では、「抑え込み時間の5秒短縮」「赤畳上の5秒ルール」「罰則の二分化による注意・警告の廃止」「医師の診察の制限」「反則負けや棄権負けの取扱い」「蟹ばさみの禁止」など国内規定と異なる項目がいくつもある。全柔連では、国内A級ライセンス講習会の他にも、各都道府県柔道連盟に対して、毎年、中央から講師を送り審判講習会を開催している。また、国内A級・B級ライセンス試験では、実技試験のほか筆記試験も課している。しかし、全国大会や定期的実施される審判試験を見ると、ここ数年、審判員の審判技術が向上図られているとはいえない。その原因のひとつに国内規定と国際規定の両規定をマスターする過程での混乱があげられる。ひとつの規定に熟達すれば、罰則を与える際の混乱もなく、自信を持って審判ができると考える。大会のたびに変わる審判規定を毎回読みなおし、審判にあたることは非常に負担が大きい。全柔連審判委員会には、このような現場の審判員の過重負担に配慮し、審判規定統一へ向けての検討を期待したい。

まとめ

本研究は、柔道の国際化と日本柔道の今後の課題(第四報)として、国際柔道連盟試合審判規定と講道館柔道試合審判規定の相違点と問題点を中心に比較・検討を行ったものである。両規定を過去の文献を参考に考察を行ったところ、以下のような知見が得られた。

- (1) 技の評価基準では、国際規定が「効果」を採用し、30年以上の歳月が流れた。国内規定ではこれを黙殺し、「指導」のみ

を採用しているが、長年の間に効果の判定基準は明確になり効果を採用する時期がきている。

- (2) 禁止事項と罰則の適用では、国内規定の「教育的指導」「場外注意」「寝技への引き込み注意」「警告または反則負け」「蟹ばさみの禁止」「抑え込み時間」について再検討を行う必要がある。
- (3) ブルー柔道衣・ゴールドスコア方式は、テレビを中心としたメディア対策として採択された。全柔連は、柔道の国際化に伴ったIJFの改革の趣旨を国内柔道関係者に広く周知し、その是非を問うべきである。
- (4) 国内における審判員技術の停滞は、複数の審判規定を駆使しなければならないことによって起こっている。国際規定と国内規定の統一の検討がのぞまれる。
- (5) 日本文化としての柔道を世界に広めるため、講道館を中心として武道としての柔道を研究する機関・委員会の設置を検討する必要がある。

引用・参考文献

- 1) 松本芳三「国際柔道試合審判規定の改正」柔道9月号、講道館、1973
- 2) 安部一郎「国際柔道連盟スポーツ委員会に出席して」柔道1月号、講道館、19-21頁、1974
- 3) 尾形敬史「審判規定の変遷」『競技柔道の国際化』不味堂出版、41頁、1997
- 4) 川口孝夫「世界ジュニア選手権大会・審判報告」柔道9月号、11-15頁、2002
- 5) 「VTR: 国際化するスポーツ・柔道」『ニュースステーション』テレビ朝日、10月10日放映、1994
- 6) ジャパン・タイムス、3月9日、1996
- 7) 「カラー柔道衣97年導入へ意欲」毎日新聞、9月28日、1995
- 8) 鮫島元成「競技システム」『競技柔道の国際化』不味堂出版、170頁、1997

- 9) 同上書
10) 同上書
11) 「リポート、IJF 理事会・山下康裕氏教育コー
チング理事就任事実上決定」近代柔道 6 月号、
71-72 頁、2003
12) 野瀬清喜「柔道の国際化と日本柔道の今後の
課題(第三報)」埼玉大学紀要教育学部、53-1、
2004
13) 野瀬清喜「柔道の国際化と日本柔道の今後の
課題(第二報)」埼玉大学紀要教育学部、49-1、
2000
14) 野瀬清喜「柔道の国際化と日本柔道の今後の
課題(第一報)」埼玉大学紀要教育学部、46-1、
1997
15) 全日本柔道連盟『国際柔道連盟試合審判規定』
全日本柔道連盟、2003、1998、1994、1990、1992、
1985
16) 講道館『講道館柔道試合審判規定』講道館、
2000、1996、1989、1982、1975

(2004 年 9 月 28 日提出)

(2004 年 10 月 15 日受理)